

神奈川県道路公社の工事等における最低制限価格制度について

○神奈川県道路公社の工事等における最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、工事等の請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

最低制限価格が適用される入札案件については、入札公告または入札通知書でその旨を明示します。入札公告・入札説明書にご留意ください。

○最低制限価格

最低制限価格＝予定価格×最低制限価格率（％）

入札対象	最低制限価格率	設計額
工事	85%	設計額 250 万円以上の入札
工事系委託	別紙	設計額 100 万円以上の入札

○最低制限価格率の見直しについて

工事系委託について、補償関係（損失補償調査）及び建築設計（設備設計、建築設計）の最低制限価格率を 80%から 81%に引き上げました。

工事系委託の最低制限価格率（％）

業務別	最低制限価格率	適用営業種目
清掃請負 （庁舎外）	85%	清掃請負（庁舎外）
地質調査	85%	地質調査
測量調査	82%	測量
土木設計	82%	河川砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、トンネル、施工計画施工設備積算、建設環境、機械、電気・電子、廃棄物、環境影響調査
補償関係	<u>81%</u>	損失補償調査
建築設計	<u>81%</u>	設備設計、建築設計